

北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ ウイルス検査陽性について（野鳥国内 15 例目）

令和4年2月2日（水）

<北海道同時発表>

北海道斜里郡小清水町で令和4年1月22日（土）に回収され、1月30日（日）に遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）陽性となったオオワシ1羽の死亡個体について、2月1日（火）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。

1. 経緯

- 1月22日（土） ・ 北海道斜里郡小清水町でオオワシ1羽の死亡個体を回収
- 1月30日（日） ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子（H5亜型）の陽性反応
- ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月1日（火） ・ 国立環境研究所で病原性の確認検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出

2. 今後の対応

- ・ 北海道と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。野鳥の鳥インフルエンザ発生状況等については、下記を御参照ください。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8285
室 長 東岡 礼治 (内線 6470)
室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)
係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)
担 当 宮澤 結有 (内線 6477)